

平成28年10月1日

保険薬局

管理薬剤師各位

平成記念病院 薬剤部

「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」の運用開始について

平素より当院の処方箋に応需いただき有難うございます。薬剤師による疑義照会は医薬品適正使用上、薬剤師法に基づく重要な業務です。個々の病状などを勘案した疑義照会は重要ですが、中には形式的な疑義照会もあり、患者様、薬局薬剤師、処方医師それぞれに時間的な負担をかけている場合もあると思います。

当院では、平成22年4月30日付厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更の伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医師の負担軽減を図る目的で「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」を開始いたします。

本プロトコルを適正に運用するため、開始にあたっては、プロトコルの趣旨や各項目の詳細について、当院担当者から説明をお聞きいただいた上で、合意書を交わすことを必須条件としております。

本取り組みへの参画をご希望される応需薬局様は、まず、当院薬剤部（電話 0744-29-3300）まで連絡下さい。

プロトコル：当院薬剤師が面談の上、説明させていただきます。

連絡先 0744-29-3300

平成記念病院薬剤部 DI室 森口・満友

橿原市四条町827番地